

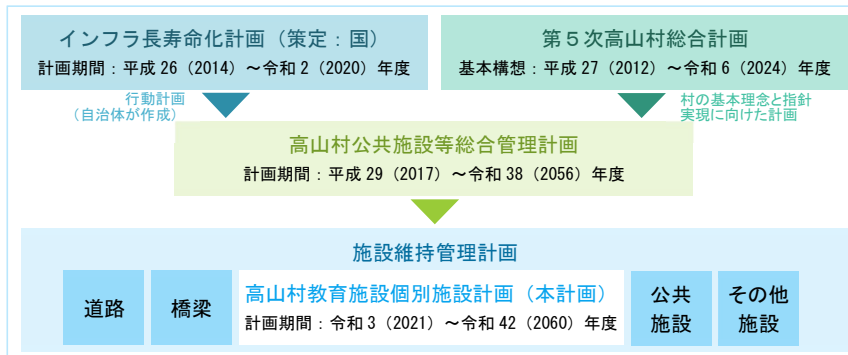
高山村教育施設個別施設計画（概要版）

令和3（2021）年3月策定

1 高山村教育施設個別施設計画策定について

公共施設等の維持管理および更新を戦略的に推進するため、平成25（2013）年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられました。その中で、各地方公共団体においても中長期的な取組の方針を明らかにするよう指針が示され、本村においても村の基本理念と指針を示した「第5次高山村総合計画（以下、「総合計画」）」の実施計画に基づいた「高山村公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」）」を平成29（2017）年3月に策定し、保有する公共施設等（従来のハコモノに加え、土木インフラ等も含む）の整備の基本的な方針を示しています。

本計画は、下図のように上位計画の基本理念や方針を受けて策定します。なお、本計画は上位計画である総合管理計画の見直し時に反映させることはもちろんですが、公共施設の維持管理に寄与することを目的とし、住民サービスの維持、利用者の安心・安全を図り、かつコスト削減や準化を図りながら運用します。



2 計画策定の方針

本計画の上位計画である総合管理計画の方針に基づき、本計画の策定方針を次のように定めます。

- 予防保全型の維持管理を進めつつ、戦略的なコスト削減や費用準化を図りながら、**安全確保**をも図る
- 施設管理者による日常点検、および法定点検等の**点検・診断**を実施し、メンテナンスサイクルを構築して予防保全型の維持管理を実現する
- 新耐震基準（昭和56（1981）年6月1日施行）の施設であっても竣工後40年を迎え、経年等による劣化の進行や、安全性の低下が発生することも考えられるため、**耐震基準**に関わりなく対応する
- 「令和2年度高山村教育行政方針」の重点施策に従い、**長寿命化**を前提とするが、場合によっては**大規模改修**を実施するなど、コスト削減を図りながらも、より長い期間、施設を安心・安全な状態で村民に提供できるようにする
- 今後も公共施設として必要な施設は、施設の適正規模や適正な立地を検討し、**更新**を図る
- 公共サービスの質を維持しつつ公共施設を維持管理するために、**適正な施設量・規模**となるよう、既存施設の**統合**や、施設更新時の**複合施設**等を検討する

3 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、9施設となりますが、本計画策定にあたり劣化損傷状況等の把握のための現地調査を実施しています。その際、高山幼稚園、高山小学校、高山中学校を園舎、または校舎ごとに分け、9施設を13調査施設に区分して実施しています。

調査番号	施設名称	棟名称	竣工年度	構造	延床面積	地域防災計画による指定等
01-01	高山幼稚園	園舎1	1991	S造	1,062.00㎡	要配慮者利用施設
01-02	高山幼稚園	園舎2	1998	RC造	200.00㎡	
02-01	高山小学校	校舎	1983	RC造	3,483.00㎡	指定避難所及び指定緊急避難場所
02-02	高山小学校	屋内運動場	1983	RC造	1,117.61㎡	
03-01	高山中学校	校舎1	1979	RC造	1,963.00㎡	指定避難所及び指定緊急避難場所
03-02	高山中学校	校舎2	1979	RC造	1,510.00㎡	
03-03	高山中学校	屋内運動場	1981	S造	943.00㎡	
04-01	給食センター	-	1987	S造	356.43㎡	-
05-01	いぶき会館	-	1991	RC造	1,825.16㎡	指定避難所及び指定緊急避難場所
06-01	村民体育館	-	1977	S造	1,300.00㎡	-
07-01	高山村弓道場	-	1993	W造	171.37㎡	-
08-01	中山地区屋内ゲートボール場	-	1997	S造	454.41㎡	-
09-01	尻高地区屋内ゲートボール場	-	1997	S造	639.00㎡	-
合計			13調査施設		15024.98㎡	

4 対象施設の現状把握

(1) 現地調査等による現状把握

現地調査を、建築工事（構造を含む）、電気設備工事、機械設備工事ごとの部位に分けて実施します。その際、劣化や故障等を確認した場合は、その状況を記録するとともに写真に撮影します。その他、対象施設の法定点検および定期点検等（耐震診断、消防用設備等点検、電気工作物点検等）の直近の点検結果等のうち、特に指摘事項や不具合等の報告内容を反映します。

区分	部位	概要
構造	躯体	SRC造、RC造、S造、W造、他
	屋根・防水	-
	外壁	-
	内壁・天井・床	-
建築工事	外部建具	-
	内部建具	-
	電灯・電話設備	電灯設備・電気時計・拡声設備・避雷設備・電話設備
	受変電設備	受変電設備・静止形電源設備
	自家発電設備	-
	動力設備	動力設備方式・中央監視制御
電気設備工事	非常用照明・火災報知設備	非常用照明・火災報知設備
	その他設備	インターホン・TV共同受信・防犯設備等・表示設備
	空調和・換気・排煙設備	空調方式・冷熱源機器・温熱源機器・排煙方式
	給排水・衛生・給湯設備	給水方式・水槽・排水方式（建物外）・衛生設備・給湯ガス
機械設備工事	防火設備	-
	エレベーター	-

(2) 健全性判定による長寿命化改修適否と現存率判定

長寿命化改修の適否は、対象施設の構造種別により、耐震基準、構造現存率、コンクリート平均強度、コンクリート中性化深さ等から判定します。なお、長寿命化改修適否で「適」となった施設の期待耐用年数は80年以上、「要調査」は60~80年となりますが、ただし詳細調査等の再判定が必要な施設となります。また、「不適」は60年未満と判定します。

また、現地調査で現状把握を部位ごとに行いますが、その結果を部位ごとに現存率として示します。現存率は国土交通省の建物実態調査を参考に、本計画では以下のように定めます。なお、現存率は現在の価値の割合を示す指標であり、新築時を100としています。

公共施設として良好な状態として保持されるためには、A判定となるレベルが維持されていること、またはB判定レベルの時点で予防保全を実施していくことが望ましいと考えられます。

本計画では、D判定がある場合、その部位への対応方法を最優先で検討することとし、A判定からC判定については、基本的にはC判定から、特に現存率の低い部位等を優先して対応します。また、将来的には現存率70以上の時点で予防保全の検討を行うことができるような管理運営方針を目指し、予防保全型の改修への転換によってコスト削減および平準化を実現できるよう検討します。

判定基準	基準	
	現存率	劣化の度合い
A	80以上	対応等の必要なし (適切なレベル)
B	60以上80未満	予防保全を実施する必要がある ^{*1}
C	40以上60未満	改修等の必要性がある (事後保全型レベル)
D	40未満	緊急を要する改修等の必要性がある

*1: 特に現存率70以上が予防保全実施の適切なレベル

5 対象施設の対策実施時期と費用

(1) 長寿命化改修適否および現存率判定結果

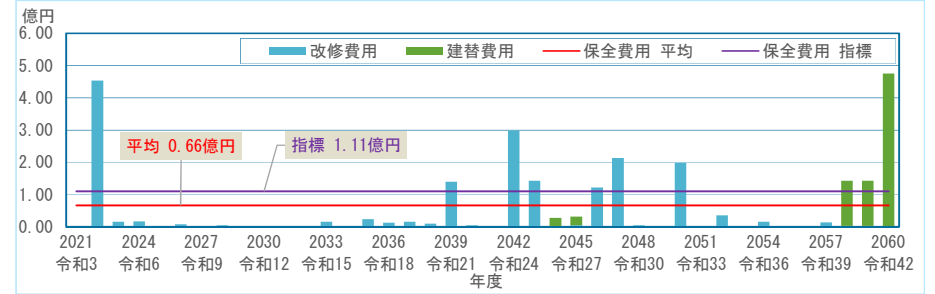
施設ごとの判定結果は表のようになりました。地域防災計画上の重要な施設を優先し、施設の寿命に特に影響を与える部位(屋根・防水、外壁、外部建具)を優先しつつ、現存率判定結果が低い部位から対応します。

調査番号	施設名称	棟名称	長寿命化改修適否	建築				電気設備				機械設備				現存率	判定			
				屋根防水	外壁	内壁・床・天井	外部建具	内部建具	電灯・電話	受変電	自家発電	動力	非常用照明・火災報知	その他	空気調和・換気・排煙			給排水・衛生・給湯	消火	エレベーター
04-01	給食センター	-	適	A	A	B	B	B	C	-	-	C	C	A	C	C	D	-	64.1	B
02-02	高山小学校	屋内運動場	適	A	A	B	B	A	C	-	-	C	C	-	C	C	B	-	70.7	B
02-01	高山小学校	校舎	適	A	A	A	A	A	C	C	-	C	C	A	C	C	B	C	70.9	B
05-01	いぶき会館	-	適	A	A	A	A	A	C	C	B	C	B	A	C	C	B	B	71.6	B
03-03	高山中学校	屋内運動場	適	B	A	A	A	A	C	-	-	C	B	A	C	C	B	-	73.6	B
06-01	村民体育館	-	適	A	A	A	A	A	C	-	-	C	B	A	C	C	B	-	74.1	B
03-01	高山中学校	校舎1	適	A	A	A	A	A	C	-	-	C	C	A	C	B	B	C	74.8	B
03-02	高山中学校	校舎2	適	A	A	A	A	A	C	C	-	C	B	A	C	B	B	-	74.8	B
07-01	高山村弓道場	-	適	A	A	A	A	A	C	-	-	B	-	C	C	-	-	76.3	B	
08-01	中山地区屋内ゲートボール場	-	適	A	A	A	A	A	C	-	-	B	-	C	B	-	-	76.5	B	
09-01	尻高地区屋内ゲートボール場	-	適	A	A	A	A	A	B	-	-	B	B	-	C	B	-	77.7	B	
01-01	高山幼稚園	園舎1	適	A	A	A	A	A	C	-	-	C	B	A	C	B	-	79.2	B	
01-02	高山幼稚園	園舎2	適	A	A	A	A	A	C	-	-	B	B	A	C	B	-	79.6	B	

(2) 保全費用試算結果

直近10年間の投資的経費のうち、インフラや本計画対象外の施設を除くと、およそ1.24億円/年と推計されるため、10%程度のゆとりをみて、1.11億円/年程度を本計画での指標とします。

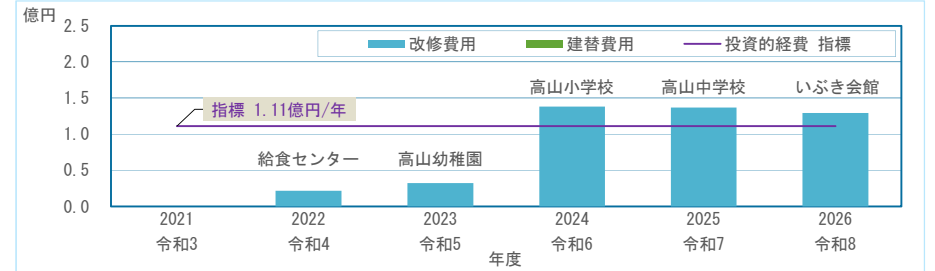
本計画期間内の保全費用試算結果は、およそ0.66億円/年が必要になると試算されますが、少子高齢化や人口構成の変化により将来的に税収が減少することから、現状以上の施設数や延床面積とすることは望ましくなく、建替えや長寿命化工事等の際には、既存施設の統廃合や複合化、適正規模等も含めて方針を検討する必要があります。なお、年度別にみると、指標とした1.11億円/年を大幅に上回る年度もあるため、保全費用の平準化を図り、財政負担の軽減を目指す必要があります。



(3) 直近5年間の具体的な整備計画

直近5年間の保全費用について、1.11億円/年を指標として、対象施設の具体的な対策方針と実施時期を検討しています。ただし、計画初年度となる2021(令和3)年度は、予算編成の都合上、「D判定:緊急を要する改修等の必要性がある(現存率40未満)」の施設、または部位にのみ対応することとし、毎年度1施設に対応することとしますが、D判定であった給食センター消火設備は、あわせて2022(令和4)年度分としています。

なお、人件費や物価の上昇、社会情勢の変化等により、改修等が必要な内容やその費用等は変化しますので、随時見直しを図ることが必要となります。



6 計画的な維持管理・更新等を実現するために

- 本計画の運用および見直しのために、上位計画の方針に従い、一元的なデータベースにより情報を把握し、または更新するなど、積極的な活用を図る
- 本計画のフォローアップ体制として、上位計画による「FM推進担当」を中心とした取り組み体制を活用しながら、全庁的な情報共有を目指し、コスト削減および平準化を図り、実施計画へと反映していくための基盤とする
- 本計画は、上位計画と同様に原則として10年ごとに見直しを行い、その他、社会情勢の変化等により見直しが必要な際は、随時行う